

生駒市規則第 4 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 23 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年 12 月生駒市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加え、同条を第 1 条の 3 とする。

(5) 自転車、鍋その他金属を利用した製品

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（日常生活に伴って生じた一般廃棄物の排出方法の例外の対象）

第 1 条の 2 条例第 10 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物とする。

- (1) 新聞紙、雑誌、段ボールその他再生利用の対象となる古紙
- (2) ガラスびん
- (3) 缶
- (4) ペットボトル
- (5) プラスチック製の容器及び包装
- (6) 陶磁器及びガラス製品
- (7) 有害ごみ
- (8) せん定枝、落葉及び刈草
- (9) その他市長が適当と認める物

第 3 条第 1 項第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア 条例第10条の2第1項に規定する家庭系指定ごみ袋及び同条第2項に規定するごみ処理券並びに第13条第2項本文に規定する事業系指定ごみ袋（以下「指定袋等」という。）により排出するときは、指定袋等の交付の際徴収する。

イ 指定袋等以外により搬入するときは、その都度徴収するものとする。

第4条中「前条第1項（第2号を除く。）」を「前条第1項第1号イ」に改める。

様式第1号中「第1条の2関係」を「第1条の3関係」に、「缶
ペットボトル」
「缶
ペットボトル
自転車、鍋その他金属を利用した製品」
に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。